

8-3 販売（消費）数量

(1) 酒類販売（消費）数量

区 分	酒 類 製 造 者 の 移 出 数 量					販売業者の販売数量		平成22年3月31日現在 販売業者の手持数量	消費者に對する 販売数量計 ①+②
	製造場 (課税)	製造場の 支店等	卸売業者	小売業者	消費者 ①	販売業者	消費者 ②		
清 酒	kℓ 65	kℓ 4,967	kℓ 24,962	kℓ 7,525	kℓ 982	kℓ 96,377	kℓ 64,564	kℓ 7,163	kℓ 65,545
合 成 清 酒	-	169	3,793	602	148	9,970	5,467	361	5,616
連続式蒸留しょうちゅう	0	10,704	7,407	3,750	45	72,990	41,103	3,947	41,147
単式蒸留しょうちゅう	0	1,430	2,771	449	95	66,859	47,546	6,298	47,639
み り ん	2	354	4,733	2,016	2,037	17,853	11,402	840	13,439
ビ ー ル	18	402,907	331	1,060	1,567	672,786	306,457	13,410	308,025
果 実 酒	0	178	339	8	24	26,843	18,853	4,903	18,878
甘 味 果 実 酒	-	53	34	12	12	982	777	162	789
ウ イ ス キ ー	0	2,269	7	3	4	16,314	7,442	1,196	7,445
ブ ラ ン デ ー	-	194	-	-	0	1,539	796	175	796
発 泡 酒	3	120,558	84	5	44	237,001	114,212	6,040	114,256
原料用アルコール・スピリッツ	89	30,448	833	1	4	61,169	20,149	2,757	20,150
リ キ ュ ー ル	4,753	216,790	2,129	153	264	351,464	161,090	13,110	161,354
そ の 他 の 醸 造 酒	1	86,581	43	37	50	169,524	83,313	4,481	83,363
粉 末 酒 ・ 雑 酒									
合 計	4,930	877,598	47,467	15,619	5,273	1,801,670	883,174	64,849	888,442

調査期間：平成21年4月1日から平成22年3月31日までの間の販売（消費）数量を示したものである。

(2) 酒類販売（消費）数量の累年比較

年 度	清 酒	合 成 清 酒	しょうちゅう	ビ ー ル	その他の酒類	合 計
	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ	kℓ
平成 17 年度	77,500	7,757	90,440	386,162	398,236	960,095
平成 18 年度	74,432	7,176	91,272	378,283	398,390	949,553
平成 19 年度	71,568	6,717	91,351	363,014	398,373	931,023
平成 20 年度	68,909	6,125	89,674	334,329	414,270	913,307
平成 21 年度	65,545	5,616	88,786	308,025	420,470	888,442

(注) 1 この表は「(1) 酒類販売（消費）数量」の「消費者に対する販売数量計」欄を累年比較したものである。

2 しょうちゅうの販売数量は、連続式蒸留しょうちゅう及び単式蒸留しょうちゅうの合計（平成17年度の計数は甲類及び乙類の合計）である。

8-4 免許場数

(1) 製造免許場数

酒類の種類	前年度末 免許場数	新規 免許場数	免許 取消場数	免許 消滅場数	本 年 度 末 免 許 場 数														(A)のうち 試験のため の免許場数	本年度末 製造場数	本年度末 製造者数		
					6kℓ未満	6kℓ以上	10kℓ以上	60kℓ以上	100kℓ以上	200kℓ以上	500kℓ以上	1,000kℓ以上	2,000kℓ以上	5,000kℓ以上	10,000kℓ以上	休 造	合 計(A)	場			者	者	
清 酒	205	1	6	-	25	9	65	17	23	16	6	1	2	1	-	35	200	10	184	内	8	191	
合 成 清 酒	18	-	-	-	2	2	3	1	2	1	-	1	1	-	-	5	18	-	2	内	-	17	
連続式蒸留しょうちゅう	24	-	-	-	4	-	2	-	1	5	1	1	3	-	1	6	24	2	10	内	1	20	
単式蒸留しょうちゅう	48	1	1	1	14	6	8	3	1	1	1	-	-	-	13	47	7	4	内	4	46		
み り ん	22	1	-	-	3	1	4	1	-	3	1	1	2	-	-	7	23	4	10	内	3	23	
ピ ー ル	32	2	-	-	3	4	14	3	2	2	-	1	-	-	3	2	34	2	30	内	1	29	
果 実 酒	40	3	1	-	10	1	1	-	-	1	-	-	-	-	29	42	13	13	内	6	31		
甘 味 果 実 酒	37	3	1	3	3	-	1	-	-	-	-	-	-	-	32	36	9	-	内	5	27		
ウ イ ス キ ー	9	1	1	-	1	1	-	-	-	-	-	1	1	-	-	5	9	1	1	内	-	6	
ブ ラ ン デ ー	6	1	1	-	-	-	-	-	1	-	-	-	-	-	-	5	6	2	-	内	-	3	
原 料 用 ア ル コ ー ル	21	-	1	-	2	1	-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	15	20	1	2	内	1	18
発 泡 酒	222	1	8	1	7	3	2	-	-	-	-	-	-	-	3	199	214	5	2	内	4	199	
そ の 他 の 醸 造 酒	231	4	9	2	27	3	-	-	-	-	-	-	-	-	2	192	224	9	24	内	20	213	
ス ビ リ ッ ツ	248	3	9	5	5	-	3	-	-	-	2	-	1	-	2	224	237	10	2	内	6	213	
リ キ ュ ー ル	251	5	10	2	35	6	8	1	7	1	-	1	2	-	7	176	244	10	14	内	20	226	
粉 末 酒	2	-	-	-	-	1	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	2	内	-	1	
雑 酒	250	1	8	4	2	-	3	-	-	-	-	-	-	-	234	239	6	-	内	18	225		
合 計	1,666	27	56	18	143	38	115	26	37	30	11	7	12	2	19	1,179	1,619	91	300	内	97	1,488	
各酒類を 通じたもの	平成19年度				63	16	85	23	26	25	12	5	4	4	9	38	310	23		内	25	278	
	平成20年度				66	14	83	21	25	24	13	5	6	2	8	36	303	22		内	23	272	
	平成21年度				64	14	83	23	23	22	9	6	8	2	8	38	300	22		内	23	268	

調査対象等：平成22年3月31日現在において、酒税法第7条の規定に基づく酒類の製造免許を有する製造場について、平成21年度内における製造数量別に示した。

- (注) 1 場数は、製造免許を付与している酒類の種類又は品目の異なるごとにそれぞれを1場として掲げた。ただし、「本年度末製造場数」欄については1製造場で2以上の酒類の製造免許を受けている場合には、年度内における製造数量の最も多い酒類の欄にのみ1場として掲げた。
- 2 「各酒類を通じたもの」行には、1製造場ごとに、当該製造場における合計数量に基づいて区分し1場として掲げた。
- 3 「本年度末製造者数」欄には、本店（本店につき製造免許の有無を問わない）の所在地において種類ごとに一人として計上した。
- 4 「本年度末製造者数」欄の内書は、試験又は祭用のための製造場等一般的に酒類販売を目的としない製造場を有する非営業製造者である。

(2) みなし製造場数

酒類の種類	びん詰のためのもの		販売の便宜のためのもの	輸出のためのもの	その他のもの		計	うち実蔵置場数
	自己の製造した酒類のびん詰	共同のびん詰			設置許可を受けたもの	設置許可をうけないもの		
清酒	3	1	-	10	13	-	27	21
合成清酒	1	-	-	5	2	-	8	-
連続式蒸留しょうちゅう	1	-	-	10	3	-	14	2
単式蒸留しょうちゅう	2	-	-	11	8	-	21	-
みりん	2	1	-	6	2	-	11	1
ビール	-	-	-	7	1	-	8	6
果実酒	1	-	-	8	3	-	12	-
甘味果実酒	1	-	-	8	2	-	11	-
ウイスキー	-	-	-	8	4	-	12	-
ブランドー	-	-	-	8	1	-	9	-
原料用アルコール	-	-	1	6	2	-	9	1
発泡酒	3	1	-	10	12	-	26	-
その他の醸造酒	3	1	-	10	10	-	24	-
スピリッツ	3	1	-	10	15	-	29	-
リキュール	4	1	-	10	16	-	31	5
粉末酒	-	-	-	5	-	-	5	-
雑酒	3	1	-	9	12	-	25	-
合計	27	7	1	141	106	-	282	36
うち実蔵置場数	4	1	1	11	19	-	36	

調査対象等：酒税法第28条第6項の規定により製造場とみなされた蔵置場を示した。

調査時点：平成22年3月31日

用語の説明：1 「酒母」とは、①酵母で含糖質物を発酵させることができるもの、②酵母を培養したもので含糖質物を発酵させることができるもの並びに③これにこうじを混和したものをいう。

2 「もろみ」とは、酒類の原料となる物品に発酵させる手段を講じたもので、こす又は蒸留する前のものをいう。

連続式蒸留機の設備を有する製造場数

製造場数	基数
11	14

酒母及びもろみの製造場数

区分	製造場数	
	場	うち休場数
酒母	112	23
もろみ	40	11

(3) 販売業免許場数

区 分		本 年 度 末 販 売 場 数 (A)			(A) のうち 1年以上引続き 休止している 販 売 場 数	本 年 度 末 販 売 業 者 数											
		卸売に限る旨の 条件が付されて いるもの	販売方法に 条件が付されて いないもの	計													
販卸 売売 方 に 法 に 限 る 旨 の 条 件 が 条 件 さ が 付 て さ れ て い な い て い る も の 及 び の	全	酒	類	場	29	367	396	場	17	者	263						
	ビ	ー	ル	場	5	54	59	場	6		37						
	洋		酒	場	9	35	44	場	1		21						
	輸	入	酒	類	場	40	85	125	場	23		86					
	自製酒類	清	酒	・	み	り	ん	場	8	23	31	-	4				
		合	成	清	酒	・	し	ょう	ち	ゅう	場	2	3	5	1	-	
		ビ	ー	ル	場	-	8	8	場	-	-	3					
		洋		酒	場	1	9	10	場	1	3						
		計	場	11	43	54	2	10									
	そ	の	他	の	酒	類	場	3	1	4	1	4					
	合	計	場	97	585	682	50	421									
合 計 の ち	小	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	場	15	-	15	-	12
	卸	売	業	者	の	共	同	購	入	機	関	場	-	-	-	-	-
	製	造	者	の	共	同	販	売	機	関	場	1	-	1	-	1	
販 の 条 件 法 に 付 に さ れ 小 売 に い 限 る も の 旨 の	全 酒 類	一	般	の	も の	場			17,762	394	11,761						
		期	限	付	場			-	-	-							
		特	殊	の	も の	場			3	-	1						
		計	場			17,765	394	11,762									
	そ の 他 の 酒 類	一	般	の	も の	場			419	7	271						
		期	限	付	場			13	-	-							
		特	殊	の	も の	場			298	4	293						
		通	信	販	売	だ	け	の	も の	場			64	-	48		
		薬	用	酒	だ	け	の	も の	場			-	-	-			
		計	場			794	11	612									
	合	計	場			18,559	405	12,374									
	媒	介	業	場			52	2	18								
	代	理	業	場			-	-	-								

調査時点：平成22年3月31日

- 用語の説明：
- 「媒介業」とは、他人間の酒類の売買取引を継続的に媒介することをいう。
 - 「代理業」とは、製造者又は販売業者の酒類の販売に関する取引を継続的に代理することをいう。
なお、1、2とも営利を目的とするかどうかは問わない。
 - 「販売場数」欄は、免許に付される条件により区分した場数を掲げている。
 - 「販売業者数」欄は、営業の実態により区分した者数を掲げている。

